

草津市企業同和教育推進協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会は、草津市企業同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(組 織)

第2条 この協議会は、草津市内の原則として20人以上の従業員を有し、第3条に定める目的に賛同する企業および事業所（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 この協議会は、企業が積極的に同和教育に取り組むことは、民主的な職場をつくる出発点であり、企業自身が成長していく要因であることの認識に基づき、自主的かつ継続的に同和教育を推進し、国民的課題とされる同和問題の解決を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)企業内同和教育推進に係る基本構想の策定
- (2)企業内同和教育推進に係る情報交換
- (3)会員の同和教育研修に関すること
- (4)その他企業内同和教育推進に関すること

(役 員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)幹事 若干名
- (4)会計監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、幹事および会計監事は、総会において会員の中から互選によって選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括するとともに、草津市同和教育推進協議会の委員を兼ねるものとする。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
3. 幹事は、会長および副会長とともに、この協議会の運営に当たる。
4. 副会長および幹事の中から互選により選ばれた者は、草津市同和教育推進協議会の委員を兼ねるものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員が任期途中で交代した場合の後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 この協議会に総会および幹事会を置く。

(総 会)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1)会則の改廃に関する事
- (2)役員解任に関する事
- (3)幹事会に委任する事項に関する事
- (4)前3号に規定するもののほか重要な事項

2. 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
3. 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
4. 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって構成する。

2. 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1)総会から委任された事項
 - (2)その他会長が必要と認める事項
3. 前条第2項から第4項までの規定は、幹事会について準用する。

(部 会)

第12条 会長は、運営上必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会 費)

第14条 この協議会の事業運営費に当てるため、会員一社あたり年3,000円の会費を徴収する。

(解 散)

第15条 協議会は、その目的が達成されたとき、解散する。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、草津市役所内に置く。

(委 任)

第17条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1. この会則は、設立総会の日から施行する。
2. この協議会設立当時の役員任期は、第8条の規定にかかわらず最初の通常総会の日までとする。
3. 最初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、協議会設立の日から昭和58年3月31日までとする。

付 則

- この会則は、平成12年5月30日から施行する。
- この会則は、平成25年5月29日から施行する。